

負担分を天引きされると言うことになります。

●西尾の解説

私も、実はご質問いただくまで、2社かけもちが現実あっても2社で被保険者というのは、レアケースかな？と思っていました。

でも、働き方、働かせ方は日々刻々変化しています。

企業も、杓子定規ではない多様な形態での雇用を模索し、実行し始めています。

企業内起業も増加していて、企業の通常社員として働きながら別途その企業の中で、別会社を立ち上げて代表取締役としてリーダーシップを発揮する。
本人としてもダブルインカムで、会社としてもひとりの社員で2度美味しいというケースもあります。
IT産業や音楽業界ではそう珍しいケースではないと聞きました。

会社で働きながら別会社を立ち上げる、でも今勤めている会社は辞めたくない！と言う場合は、まず会社の就業規則を熟読してください。
兼業禁止という項目はありませんか？
または、禁止とまではいなくても、必ず会社の許可を得ること！という項目を設けている会社も多いですよ。

後でトラブルになったり、後悔をしないよう、必ず、そこはチェックしてくださいね。

特に、家庭があって当初は今勤めている会社からの収入はマスト！という場合は慎重になさってください。

★トピックス～生活保護について～

日本国憲法第25条は、「国民に健康で文化的な最低限度の生活」を保障しています。

その法律を具現化したのが生活保護法です。

生活保護法第1条に、「この法律は、日本国憲法第25条の理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、**必要な保護**を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めています。

しかし、この生活保護法に基づく生活保護制度の実態は、各現場で運用がまちまちで、様々な弊害を生んでいます。

生活保護には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助等八つの扶助がありますが、なかでも、生活扶助が生活保護制度のメインだと思います。

この生活扶助の不正受給や、また支給を打ち切られての孤独死など、この制度運用に関する疑問点は、山ほどあります。

しかし、私は公的年金や社会福祉制度について勉強してきたものとしてどうしても納得できない点があります。

平成17年度の老齢基礎年金(国民年金)年額は、40年全て支払った満額で794,500円でした。月割りにすると66,208円。

*平成19年度は、792,100円(月額66,008円)です。

ここから、介護保険料が天引きされますので、受け取る金額は、もっと下がります。

平成17年度の標準的な生活扶助の金額ですが
高齢単身世帯(68歳)で、東京特別別区内なら大体8万円、地方都市で

約6万円前後です。
そして、賃貸物件に入居している場合、住宅扶助もあります。
上限は地方によって変わりますが。
東京や地方の大都市で、賃貸で生活している単身高齢者の場合、
大体、月々12～15万円が支給されます。

生活扶助のほうが、老齢基礎年金より高いケースがあるのです。

勿論、生活保護制度は国民のセーフティネットですし、生活保護制度そのものを
廃止せよ！といているわけではありません。

しかし、真面目に働き、正直に国民年金保険料を40年間納めた自営業者
の方々などが、生活保護制度の生活扶助以下の年金しか受け取れないという
のは、矛盾しています。

せめて、生活扶助の水準よりレベルを上げるのが、真面目に年金保険料を
払ってきた国民に対する、国家としての礼儀ではないでしょうか？

~~~~~編集後記~~~~~

立春後に、京都では雪の舞う日が続いております。  
春は名みの風の寒さよ～というような  
悠長なものではなく、とてもとても寒いです。  
早く「若竹」でビールと前の号で書きましたが、  
今夜も熱燗の西尾です。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

~~~~~  
働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>  
~~~~~